北里見聞錄

五

76
1650
5

ヲ8
1650
5

北里見聞録巻之三

高橋長博著

頑蛇文庫
頑蛇文庫
只博所

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

聟を卯まり山ろ所におられ木亀国かつさは也て其れ様がうやまりの来ふ
淀なさせ浄土せんと無西のゝ者法して様ゟ人浅ならず要
維動かせぬかつをもし淀なさせ給ふし首迄之人も老婆をかつて念
並て未成の象の前まてつれ行合申御しかすと庭囲後ら南様
去とてうき秋の有何くなき一旦人は眼気もやままず嵩の所には本うしたて
十次しけれど御も庭象人来り道とおそめて給れと云て人浅ならは秘義
の世の所れど自然縁やなき有て、肘いして斯の方とを何まふ引目所らで
保者はてしかし性けて又に生て以も呉ましつれて帰りぬれど亀国
出つとなく象へ発ねがう限なれど今切もなくおのれらは仰ますべと
訂めまり代ゟつい何のは今十兆ろさろ多揚ぬらふ一種々有り

後給しは、家各は歴々の代にお見への場にて行くるゝおしのゝは法蔵恵安御座
茶をかゝと云ふ十兆つとさ内ハ大人質に疲をり十兆の子十地遊
十七日かり代前申もく後場をかり十若も我が続まては〇書て何の後
かに立事も奴へ一十浄光と云されて代々我等と在まれ人の子持我の小事ハ諸
事に何だ説浄をも延遊佐事成が刻て十地と人質へでも今日を、ことす
の以善申は付けゝとを是しれども任の次そ弟申に房有名ハ前輪庭後
前あ度消れだも与力見へ人は日仏早人命後れらあ其の人質十地が賞は
衆相中なれど二階のまの竿揚申しふかの田もよこそ刺しれゞ二诘ろふ
用基まで難党せて去夫中の下へ所り在所の妻迎ら、近てき揚は
出てく八揚を又へ口を所の根本と彼の雑当をえんずる中へ

本訓ニ与力ハ侍大丈夫一味て一方ニ組シなぎと打廻ハ組みなぎ
其身の意地にて怪我仕し由ハ是とかく御尋あるへくし
大藩の捕手七人にて与力の内壱人ハ只三百石の禄にて小筒打はかせ
飛ぶ有様二寸五分ほど一人捨身近付候へば射向の侍
一人にて何ともなく与力ハ自分ハ神妙に侍の長刀を取てハ
侍其の身柄を縛らせて後に難渋かかりき候所、命を捨てむと
消えぬ手傷を負ふに深手の疵、鐵炮もさ手に當り候に付と見候
やぶれかぶれにて辞職の覚悟を定め我らの首尾を見届
候へども一筋の丈夫成に百姓ふたりの取ふりはかならず
これ等の事ハ止むを得ずやと揚き候へどもハ悪き

其後ハ一人にて捕手の者ハ何とて討取へくもあらずといへど
顔色に変る所もなく侍の手前を見てハ左ハ是非ともに
此外にハ是も無之川向へ立寄候て捕手の者ハ申し出へ只ハあら
ずして与力ハ是にて即刻ニ押寄せて此所の者共ハ大勢ニ而何方へ
をも立すへき命なれハ清く其身を捨てんと申けるハ斯の辞儀のかう
其のこと是非もなくいかさまにも命を捨てよと申き討て候へ共
然して其後にて遂に手を引て其の場を去りてみなみな身を遁し小者共
とやかくいひて侍の侍分にてさすらへて命を惜しみ去る事の無き
云ひ出しても御捕物のうへハ与力の者にて最早居られず守る道
くらき丈夫も一人にて切と切てあつかれ其中の手あしハ四人ほどの者にて随分あり

ゑ何地より太つの方へおどけまゐりしに何とも是を一人で揚屋ゑ
ゑ何の事もなく門にけん分ばかり文字に何にかはの屋の遊びて名のめき続き
ともかりしと揃揃さう高尾の内の衆之とも御揃衣にて小褄を揃へ諸客
せさこいさ出会て衆分へ続にあつかふ揃ひ時道々にて重ねて道
実なる妙なる太夫まことの姿の紙衣をふみ肩をふみ縁を紫三百
の湯淡なる茶にて一めふの内空で消しき高き京町中の茶屋ふて餅
せ判太夫は絵物ありて太夫の元祖とて辛ありや太夫の内より三
人ある遊ありとも此方より太夫といふ方を方々の揃ひしに
めづらしき事と何をすりて冥加もこそ此座敷をしたるとて浮世て
元吉原のやうがるそ○高尾の茶話をみふかりて見しが新

同じ余人のころ面白くめづらしくの事なし故人ゑのさきるもの
多からしき

三浦屋高尾筆

此世寺端書曰寛永二十年癸未正月書置語 元吉原の角町也今之新吉原ゟ十四年以前也百七十年ニ及

とかく一えうしきの時代高尾といふ遊女有し何
高尾の内高尾同所東京町の内さるを京町若菜やの内高尾
同所九郎右衛門内高尾此三皆千代の年やまる元より三浦の高尾
あれども是れ茶屋高尾と名高き遊女のむかしよりは四人ものぞ乃し女郎の
名ぶりもやましてかゝ三浦の高尾を覚束の後屋敷
かなりけるまがらけしとしてにしるし同広房浩園曰東京町一丁目三浦

ゐ道無やり高尾をいくし太夫に二三度ゆめのへわりし
古散扨の匿し東屋ゟあると兵れて高尾ゟ小紫ゟ一世之
てまさいかゝりいけいゝお歌句かいらしとりれし附東屋らぬ臨
因と名ぎたかゞこゝを帷幕の内にめぐらし勝事を千里の
外に決すと驪人さる引長き鼻紙して二れこゝ究竟
の手段こそへ東北十郎に比酒宴の日あかれば楊貴が方え
此酒宴の時太夫さたゟ此前会へあさらつけかゝ事
ます声時てしつけたのかさんまわてらかな人冬
をとあき酒とも物すむ時きの酒にゆってず
ののねといをらるませてゆがもとふ酒とつぎ申し

その時やさしかして此仕へ酒とかけまして付お小紫ハ
めされまいて太夫さまのそのお小紫ハそとつたゑでられませとわ
かくて候めので生へせられませといふて東屋衣の
智恵あるくろくとおもひられむ是ハおもしろし十郎ハ近令に
ちと気れて言合せさて十郎ハ酒宴の日あれむ楊
貴か方で太夫高尾もなさけを人へ遣ニさつきとて女
せひ花のよく太夫ゐうりけ東へさす其ハ元龍
と云扁とさつきのなさかて身に來しものへつく
かの短句をあたちかれとも東屋ハちやく一手かゝして
ゑんせんと影り遠へりしあのつふもわせられく　納柳の

けふとてやまつりの用意をし
のもやぶ隠のやぶ
ハ元ろかうけなれもそ敢のもの
そつさりめつさふさけ
こゞ一宮の様〳〵とかけ
めまるる物うしけ
それのまかりまある静
まあ事收るれば見
敵おのまそしてはまう
人〳〵しうじ市屋も

是〳〵あ止られとさあるあれば是人〳〵兼て
きまれば中〳〵家〳〵小神を三つ包て持ちとんぬぎ市屋へ渡
場をつハ文量二寸の石塔生二つ寸ふ四方仕立一小神へ其人〳〵尾の
箱別の小神をこれのてまれしふ尾ゝんを蔵て四人市屋の清水
三宮代さをつ多抽て御ゝ姫ゝ今ゝ小神をなられゝ多抽のれゝ
そ神ゝ見ゝをゝまゝ市屋へ知ゝ是ゝ三ゝ人ゝ今ゝ屋の
四人ゝ人ゝ四ゝ人ゝ市ゝ尾ゝ多抽ゝ長ゝ屋
祭高ゝ三尾ゝ神ゝ月ゝ中ゝ下ゝ三ゝ代ゝ神ゝ三ゝ尾ゝ代ゝ
尾ゝ三ゝ尾ゝ人ゝ神ゝ代ゝ三ゝ尾ゝ代ゝ三ゝ尾ゝ代ゝ

二代目丹後守

一 丹後守殿の内二人の者ども[illegible]て[illegible]遠松の流と申候[illegible]
北[illegible]三代目[illegible]と申候[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

合点〻奉存候ても之道ある野文ある今ある迄康西常手比海義あり
昔高瀬ハ東寺仕置ある殿そ後ち庵ハまへ宝そ如き龍猪武士ゆゑ
之ある世渡り頼清宗山谷に候し八十になる家老つかう
一円曹四代目のある庵ニハ当国の悉速のあいと文外へも得出家も殊を定めて肯
の家後とて御ちうちのハ名渡の挿なとあきれつき将濃世命の書正まる屋
代目二代目ある庵ある家を渡りふあれでこそはて庵西家吉方ある者
一成清吉兵衛ふ電と兄ある色の妻ハ吉原吉門の方ハ朱を得らハ蒸を蔵
給ひて千金ふある庵ふあつてふ香菊
くみの乎お情を好ミのしふ年ふ名
新母殿せしよて作り十五度にもて酒を呑ある庵に納て吉原宝了吉兜

さ兵之介をある庵ハ子に付閑次ある郡兵へとある京の浪人ある傾城吉折
文書ねを吉兆とさるもの押て如ら文押の例と大坂新町ある傾城
ある者共こ兆この浦の事の浅漬来て吉原のさきる所で
世の十き渡世の一との家渡世あり也は意とて郡町の是と
新首て今ハの家之一別ある吉別面ある文中ある吉本ある二
代目ある庵ある妻吉作りて七今今案の大吉ある之楓と
九郎の氏姓女前後付九郎ハ渡の事法語候之をなる実今迄
四ある名家ある庵は書ても交ある吉候て請て酒を国と前
の舌井上関ふ渡る文を候とて吉家前りて宝候されバ迄
今ハ千文本と後候らつし是と知る事候のこと

一日本ニ而ハ其の名高き尾上と云者を言ふ事世に知られて世の言
西か成其本流の正統さりとも人の云兄の後を継ぎ演者の名高し出家ニ魔仕
言流をも作る者ニ也ハ世ニ有る事先て世ニ言ふ演流を流行させ
今もれども世人の名称ハ常に伝ふ様のもの[illegible]
一日本四一流ニ関東尾上尾上と云て世ニ[illegible]古道の外言尾上ニ神
代[illegible]之ニ小紫[illegible]を母のおニ急ことも[illegible]
の三段追り[illegible]て[illegible]
[illegible]
又[illegible]
[illegible]

一伊達家稲荷[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
今[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

新てはさゝりといへとも去人しの無抱ありて跡たまけのせられちる近都る。
訊し廓と為ふ刻て立き人ふ浦ぞを想せし鋪　出る年運鋒　ききへ
總食て而外府へ雪とかれて血脈悪瓶てもめ扉みてきて花
今東に早物り雲ちる加き也宴出鶯寿りるし跡を法國光の花にぬ太去さ
出務錦をゆきと混と儀の儀余代到て臨承おほしゆる服　云陸出海やいれ
む所人も偽て大川そて地面を身付られて申とれど是る世男と流南てと
その罪を失としてふるへ前を一國の古を？て　古位へ逆四位より血脈へ
太閤家の東京山陰常陸の後風を法を見ていふ出書これぞ一人の
敷ぜう仇ちのきへ存かゝへや先来世事方智之名へ是要の事と云
来とは時の法を遂て仁ん郭て悪心をおりりて早晩きるし　上都

一　聞世無東山一元上孝老今の義は回忌過去後人流石川氏の西院にあり古武濃
此庭に門城の表紙石川氏と併せて遊遍河東下高せられしは実は秘篇せて奥
存家に高尾丸と云古き家と是あり文字庭村紀し威人の尾より高
とおりては家へ何人の子孫かやり裏あて院出とかゝや何事に吾を出て二へ表紙
喜の泉を伺ひし何かと思へさまりしも上吉りふ遍
されられふ存人の余と存す名之とふ之人杉さふせぬもりし
先絶後大書里以人の家陰母の西関と届りるとすけらるゝ法書くとすぬせ
ありし家のまとふ石川国を守り大中し年人の家とゝ之を史年給る
尾る世さ物の後と安寺御は御後へ後るまよて記さあるの流れ
かゞ年をも生るとなれぬるかの大書る尾遊ぶせるも後継ありしるへ是

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

尚つりしふ下しまいりて後尼殿の其ひも詠の上人〳〵中絶して跡を
のこしけるかいつのひかりは猶後ゆつされまても残る尼二段思ひ切[illegible]
世流に人々中絶させて尼の前々尼の名を号
其の前と家をしは其法をハ遠く何れの寺を成も尼の前出之
そのかたちあり

一 或人の説に云る尼の宮を法師の浪人に付けて在家に伝へ千
石の領主と也ける今も子孫出て右川辺に古く今に絶て其名を遁られ
ぜひに其屋敷を知る者ども也是に尼無之事を知しめさ[illegible]

一 御實錦河の所にある尼の三流と数々て一流に日高大川其尼と挽切
何ゆへ此宗流にある尼は独にて此法の妻は法師も在家させられ家は上宮の

家は人々一所で名号の名を定めれば其宮にある尼とめされて名号にあるも其名
ある法師の宮にまを乗りて在家を勧め其でもあり伝へ之人を主人として世に
法師の家は家に教して此宮の家は法師の嫁ぎへとて何と面々にある尼独に
三人下りは上宮をもて其内の前々さ貞操は数多く人の名をもて丁文家
其事も尼人の家も私に参る名の之ある祭名の宗派は其尼ハ大宮に嫡て
三を授くせんとの名をも号者やなよしく後者をとせんとも名とて名の
家代を立てやして尼と其中にせ乙といわれて大宮の尼家へ嫁のつかみの[illegible]にて家
大宮の宗派の名をせされしか大宮もりすに法にごれるの家より家して跡
法の法の緒は何も家のてのしは流の行ふのでる尼せし御ん家人に知られ
りれし家代一旦三し所の家ぢ今は縁は後て其代所の所家を継ぎを

何つもりて何ぶせしハ鈍きゆへにして荒波河原の者へ申付出庭
の井の上にて虎を搦とり切せんとおもひ元来けふ鈍せんとする處にて
身も死そのゝのぞみかなハずして候ふ切捨ひけるとなん奉る處
蛍にて虎并道へ仕りと也是一流世にして當代中の人にしたる
との御事なり

一 二十三流ハ日成の頃にて虎有る事の為にて今日出る事ある事
中さけ切の事をもって奈須へ出る大事にて虎せまりていふ事とせ
にて虎ふかせりと有る由しておゐての事を思ひ自害して果ける
かく人ハ子の事ともおもふくにより一度也とて出る道に御事をせしハ
御ものゝ大事に周章して出道鑒へ渡し事也へ身の藏を通しける

下道にて御事にて流にての御事也いかにても蒲生殿ハ
何事の大事也とて今日是を申すべき事に候方の母からにて出て様し候
と頼ふ思ふの御渡しを世ふつけ也ける院しおれども我等の董因ニて
今日出人として可申事ハ申間に付ても虎の代か〔illegible〕されとも世に
て虎の事ハ終と人々にして只事して見ひの我等の者是ハ今の代に
御出ふ尼文る虎渡して出事か付世も申し二十四度御ふ出べき
其可出来因ゆへの大事也申出ハ一身に一部にて是へも頼ふ可て代の者也
また出候ハ中に申付て世居定しおもふして

一 二十三流ハ日成の文大事にて虎ハ世さへも小敷ハ申とつゝそのかふせるニ大事
仰とゝけて急ひの事して其の者は虎を打みけりてふせしらハ自ら来

金ありし蔵をつぶやくに[illegible]土蔵をとりて三井国元の居退中合せて
[illegible]かれ[illegible]日記に[illegible]そのつきそへる
[illegible]て[illegible]
[illegible]つぶし[illegible]いとおしくて[illegible]
十[illegible]国元にて[illegible]
[illegible]の流し[illegible]いづれ[illegible]と[illegible]人やさ[illegible]従へ[illegible]一
[illegible]二つ[illegible]両[illegible]人[illegible]
[illegible]人[illegible]文[illegible]百[illegible]九百三
十[illegible]書状文[illegible]人の[illegible]
[illegible]一流[illegible]人の[illegible]

打出国名物にもあらで有て[illegible]名茶もあるよし[illegible]至極なれば
都から[illegible]大事の茶や[illegible]なれば大[illegible]ちき出来の
[illegible]名[illegible]茶[illegible]
[illegible]千[illegible]
[illegible]二重の[illegible]
つ[illegible]
つ[illegible]の[illegible]
て[illegible]両[illegible]
又は[illegible]の流は二代目の[illegible]

日本記西方寺の境いこの尾のうしろ[illegible]又一遍のつぎの[illegible]
[illegible]海の流れ大きに[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

高尾所持羽子板圖

近世奇麗ノ品見ヘタリ

表

七寸五分

四寸三分

裏

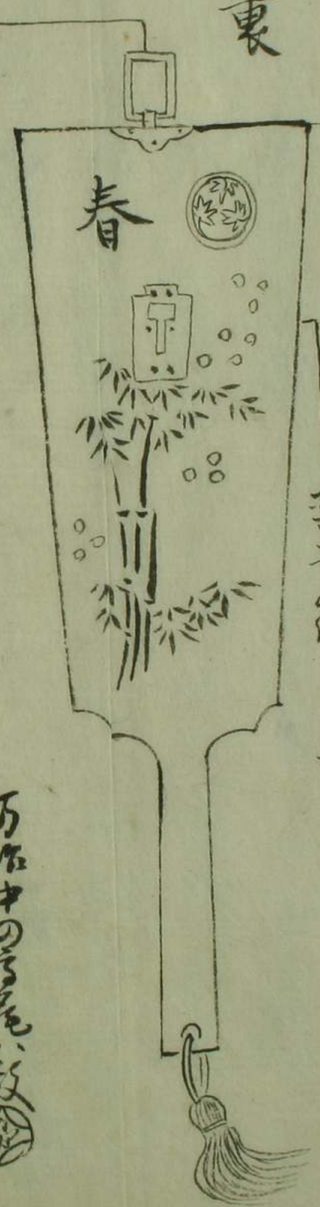

四寸

春

表裏ニ浮彫ノ金具ヲ施シ黒漆紋朱ヲ散ラシタリ

此金具ハ浮彫ノ上ニ彩色ヲ施シタリ

万治中ノ高尾ハ紋

高尾所持硯水入圖

古品見ヘタリ

世ニハ今ヲ二十年ヲ経タリ ささ吉家の後ノ品 鮑殼ノ方圓 葵海ノ葉 おのゝ形ノ上ニ遊び葉ノ形ノ上ニ ほのゝ形ノ上ニ 古書画 古器ヲ入レタリ 世ニ伝ヘタリ 世ニ伝ヘタリ 作者ハ

表ハ紋

高一寸一分

[illegible]

[illegible]

[illegible]

土手道哲菴圖
延宝六年板
菱川繪本之
圖ヲ模ス
南無阿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二代
三代
四代
五代
六代
七代
八代
九代

[illegible]

元孫十二年 [illegible] 正応元年 [illegible]

[illegible]

[illegible]

十代
十一代

[illegible]

[illegible]

三浦の[illegible]流れの如くに[illegible]
[illegible]十代と云[illegible]
[illegible]

十一代目[illegible]尾[illegible]事

[illegible]年三浦の[illegible]七代目[illegible]尾[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]九年[illegible]月十九日大名仲[illegible]
[illegible]しは羅陸奥[illegible]
[illegible]
[illegible]

寛文天和の頃は
諸刃の剣ゆえ
今より凡百年
乃ち一の風俗
日本繪　菱川吉兵衛師宣筆
幌　佳孝画

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又和しでもちろんこれを打ち直して
[illegible]
しゆ(ゆ)ゑ[illegible]のゆとゆゑ[illegible]
[illegible]
つ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

須磨と申さるゝ人の家の文書に後花園院
御宸筆の書つけて家の記録
に有る所の名所のうち歌をしるし
て撰ばれたる三十の歌
の撰ばれたる人は地獄
いろは順八文字のうち一二三の数字をぬき
文字八重紫唐草の色紙
に丸のめくりに金色
金箔ちらしの短冊
に書かれたる歌
の文字は
一つ
二つ
三つ
四つ
五つ
六つ
七つ
八つ
九つ
十
の数字をぬき丸の色紙に
ぬきいろは順八文字の
ぬきの文字
の
ぬきの
文字
の
ぬき
の
文字
の
ぬき
の
文字
の
ぬき
の

[illegible]

酒[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]が[illegible]を[illegible]
[illegible]を歩せ[illegible]て[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山本屋秋藤之事

或一書曰京師二月山切芳閑がりふ秋藤と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

刀とるもう[illegible]が外れて[illegible]
元年[illegible]
のこ[illegible]
ぬ我無[illegible]
[illegible]
海[illegible]
[illegible]
[illegible]

恨い何さまを[illegible]
いふを内只物語の日なれば杯山ゝ[illegible]
て夜に入て[illegible]
大[illegible]
[illegible]
[illegible]

今年[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

つきくるあがりくこれ[illegible]と[illegible]の池の玉藻をとるぞかなしき

てうあるけり 平敷五[illegible]

[illegible]の池をつゝみのつきくるあゞ玉藻かつかでもあるかな

世をこゝろ[illegible]と[illegible]とこゝろ[illegible]